

国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ及び 男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の1か月以上取得促進に係るフォローアップについて

<公表の趣旨>

政府においては、第5次男女共同参画基本計画（注1）、国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針（注2）等に基づき育児休業等の取得を促進するとともに、国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針（以下、取得促進方針）（注3）に基づき、令和2年度から、子供が生まれた全ての男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を、原則として、子の出生後1年以内に取得できることを目指して取組を進めており、その取得状況についてフォローアップ調査を行ったもの。

<ポイント>

- 令和3年度に新たに育児休業を取得した男性職員は4,376人で取得率34.0%、女性職員は2,895人で取得率104.2%であり、男性職員の取得率について第5次男女共同参画基本計画に定める成果目標（30%）を達成。
- 令和2年度に子供が生まれた男性職員の87.5%が、子の出生後1年以内に育児に伴う休暇・休業を1か月以上取得。また、1か月未満の場合も含めれば、令和2年度に子供が生まれた男性職員の98.0%が取得し、その平均取得日数は、目途とする1か月を大きく上回る50日となった。取得促進方針に基づく令和2年度以降の取組以降、初の通年での取得実績であり、1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得する取組が浸透。

1. 今年度のフォローアップで把握した主な数値の内容

① 国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ

（ア） 国家公務員の育児休業取得率：

=令和3年度中に子が生まれた職員（注4）の数に対する同年度中に新たに育児休業を取得した職員の割合

（イ） 「男の産休」の使用率：

=令和3年度中に子が生まれた男性職員（注4）の数に対する同年度中に配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇（「男の産休」）を取得した職員の割合

② 男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の1か月以上取得促進に係るフォローアップ

（ア） 令和2年度中に子が生まれた男性職員（注4）のうち、子の出生後1年以内に育児に伴う休暇・休業を1か月以上取得した職員の割合：

=子の出生後1年以内に育児休業、「男の産休」や年次休暇等のいずれか一つ又は複数を合計で1か月以上取得・使用した職員の割合

（イ） 令和2年度中に子が生まれた男性職員（注4）のうち、子の出生後1年以内に育児に伴う休暇・休業を取得した職員の割合

（ウ） 令和2年度中に子が生まれた男性職員（注4）のうち、子の出生後1年以内に育児に伴う休暇・休業を取得した職員の平均取得日数

2. 今年度のフォローアップで把握した主な結果概要

① 国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ

項目	今回のフォローアップで把握した数値	昨年度把握した数値	成果目標 (期限)
(ア) 国家公務員の育児休業取得率 (注5・6・7)			
男性職員	34.0% (令和3年度)	29.0% (令和2年度)	30% (令和7年) (注1)
女性職員	104.2% (令和3年度)	100.1% (令和2年度)	—
(イ) 「男の産休」(配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇) 使用率 (注5)			
「男の産休」を5日以上使用	86.4% (令和3年度)	84.9% (令和2年度)	全ての男性職員が配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を5日以上取得することを目指す (注2)
配偶者出産休暇	92.3% (令和3年度)	91.0% (令和2年度)	—
育児参加のための休暇	92.3% (令和3年度)	90.5% (令和2年度)	—

② 男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の1か月以上取得促進に係るフォローアップ

項目	今回のフォローアップで把握した数値	成果目標
(ア) 子の出生後1年以内に育児に伴う休暇・休業を1か月以上取得した男性職員の割合	87.5% (令和2年度)	子供が生まれた全ての男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を、原則として、子の出生後1年以内に取得できることを目指す (注3)
(イ) 子の出生後1年以内に育児に伴う休暇・休業を取得した男性職員の割合	98.0% (令和2年度)	
(ウ) 取得者の平均取得日数	50日 (令和2年度)	

注1 第5次男女共同参画基本計画 (令和2年12月25日閣議決定)

注2 国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針 (平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定)

注3 国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針 (令和元年12月27日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定)

注4 いずれも子が生まれた男性職員のうち、制度の対象となる職員に限る。

注5 「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査 (令和3年度) の結果について」 (令和4年10月7日人事院) における一般職国家公務員 (行政執行法人職員を除く。) の数値に、防衛省の特別職の数値を加えて算出している。行政執行法人職員を含めた一般職国家公務員の男性の育児休業取得率は62.9%、「男の産休」5日以上使用率は87.1%。

注6 令和3年度の「取得率」は、令和3年度中に子が生まれた職員 (育児休業の対象職員に限る) の数 (a) に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数 (b) の割合 (b/a)。(b) には、令和2年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、令和3年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

注7 令和2年度の「取得率」は、令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数 (a) に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数 (b) の割合 (b/a)。(b) には、令和元年度以前に新たに育児休業が可能となったものの、当該年度には取得せずに、令和2年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

(参考) 男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の種類

①育児休業、②育児短時間勤務、③育児時間、④配偶者出産休暇、⑤育児参加のための休暇、⑥保育時間、⑦子の看護のための休暇、⑧短期介護休暇、⑨介護休暇、⑩介護時間、⑪年次休暇

【連絡先】 内閣官房内閣人事局 人材確保担当第4班
村木、中田、早川、竹内 電話 03-6257-3761 (直通)
E-mail: w-diversity.z8f@cas.go.jp

国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ

<ポイント>

- 令和3年度において新たに育児休業を取得した職員は7,271人。うち男性は4,376人で取得率34.0%、女性は2,895人で取得率104.2%。
- 男性職員の育児休業の取得率は、昨年度から上昇し、調査開始以降（注1）、最高数値。また、第5次男女共同参画基本計画に定める成果目標（30%）を達成。
「男の産休」の5日以上使用率（配偶者出産休暇（2日）又は育児参加のための休暇（5日）を5日以上使用した割合）も、86.4%となり、調査開始以降、最高数値。
- 令和2年度から子が生まれた全ての男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得できるよう取組を進めた成果であり、男性の育児参画に向けた取組を一層推進する。

1 公表の趣旨

政府においては、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。令和3年1月29日一部改正）等を踏まえ、女性職員の活躍の推進及び男女全ての職員のワークライフバランスの実現に向けて取組を実施中。

今般、令和3年度の国家公務員の育児休業等の取得状況について、フォローアップを実施。

2 実施結果（概要）

項目	今回のフォローアップで把握した数値	昨年度把握した数値	第5次男女共同参画基本計画に定める成果目標（期限）
国家公務員の育児休業取得率（注2・3・4）			
男性職員	34.0%（令和3年度）	29.0%（令和2年度）	30%（令和7年）
女性職員	104.2%（令和3年度）	100.1%（令和2年度）	—
「男の産休」（配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇）使用率（注2）			
「男の産休」を5日以上使用	86.4%（令和3年度）	84.9%（令和2年度）	<100%>（注5）
配偶者出産休暇	92.3%（令和3年度）	91.0%（令和2年度）	—
育児参加のための休暇	92.3%（令和3年度）	90.5%（令和2年度）	—

注1 育児休業の取得状況については平成16年度から、「男の産休」の使用状況については平成26年度から調査を開始している。

注2 「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査（令和3年度）の結果について」（令和4年10月7日人事院）における一般職国家公務員（行政執行法人職員を除く。）の数値に、防衛省の特別職の数値を加えて算出している。行政執行法人職員を含めた一般職国家公務員の男性の育児休業取得率は62.9%、「男の産休」5日以上使用率は87.1%。

注3 令和3年度の「取得率」は、令和3年度中に子が生まれた職員（育児休業の対象職員に限る）の数（a）に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数（b）の割合（b/a）。（b）には、令和2年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、令和3年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

注4 令和2年度の「取得率」は、令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数（a）に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数（b）の割合（b/a）。（b）には、令和元年度以前に新たに育児休業が可能となったものの、当該年度には取得せずに、令和2年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

注5 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」において、全ての男性職員が配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を5日以上取得することが目標とされている。

【連絡先】内閣官房内閣人事局 人材確保担当第4班
村木、中田、早川、竹内 電話 03-6257-3761（直通）
E-mail : w-diversity.z8f@cas.go.jp

国家公務員の育児休業等の取得状況（令和3年度）

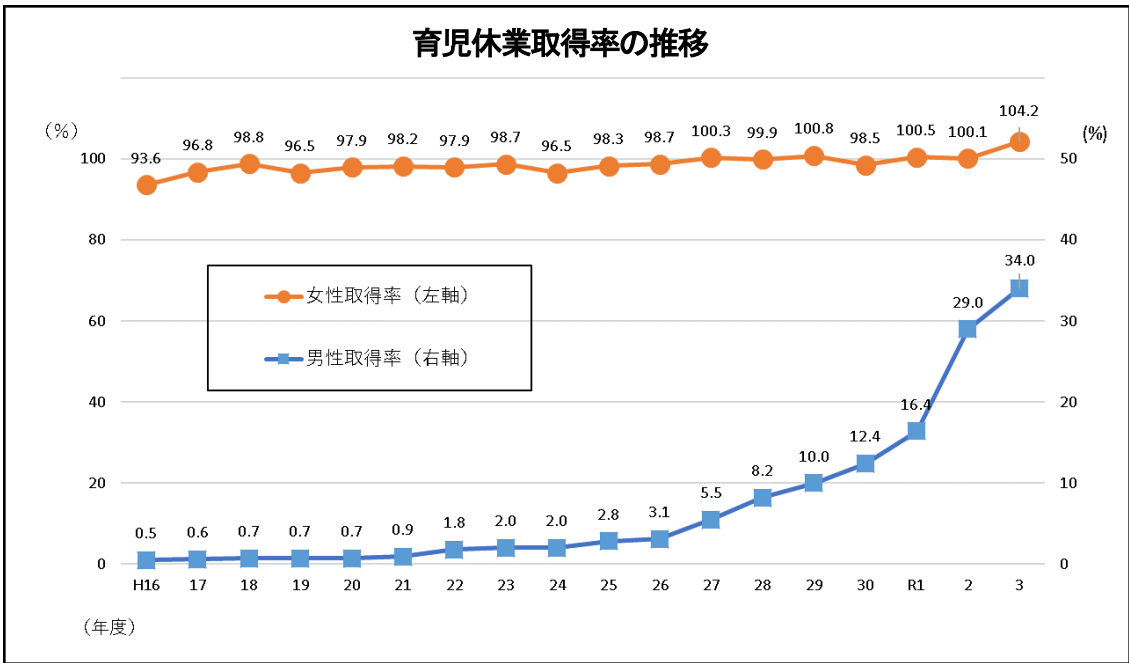
注 一般職（行政執行法人職員を除く。）及び防衛省の特別職の数値。作成に当たっては、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査（令和3年度）の結果について」（令和4年10月7日人事院）から、行政執行法人職員の数値を除き、防衛省の特別職の数値を加えている。

1 国家公務員の育児休業の取得状況（資料1（7ページ））

(1) 新規取得者数及び取得率

- 新たに育児休業を取得した男性職員は4,376人、取得率は34.0%（前年度から5.0ポイント増。取得職員数・取得率とも過去最高）。
- 新たに育児休業を取得した女性職員は2,895人、取得率は104.2%（前年度から4.1ポイント増）。

	男性職員			女性職員		
	新規 取得者数 (人) (A) 注1	令和3年度中に 子が生まれた職員数 (育児休業の対象職員 に限る) (人) (B)	取得率 (%) (A/B) 注3・4	新規 取得者数 (人) (A') 注1	令和3年度中に 子が生まれた職員数 (育児休業の対象職員 に限る) (人) (B')	取得率 (%) (A'/B') 注3・4
		令和2年度中に 新たに育児休業が 取得可能となった 職員数 (人) (B) 注2			令和2年度中に 新たに育児休業が 取得可能となった 職員数 (人) (B') 注2	
令和3年度	4,376	12,880	34.0	2,895	2,777	104.2
令和2年度	3,596	12,383	29.0	2,838	2,834	100.1



注1 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業（再度の育児休業者を除く。）を取得した人数をいう。

注2 「令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」とは、男性職員は当該年度中に子が生まれた男性職員、女性職員は当該年度中に産後休暇が終了した女性職員（令和2年度については令和2年2月4日から令和3年2月2日までに出産した女性職員（産後の特別休暇中に子が死亡した場合等を除く。））をいう。

注3 令和3年度の「取得率」は、令和3年度中に子が生まれた職員（育児休業の対象職員に限る）の数（a）に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数（b）の割合（b/a）。（b）には、令和2年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、令和3年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

注4 令和2年度の「取得率」は、令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数（a）に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数（b）の割合（b/a）。（b）には、令和元年度以前に新たに育児休業が可能となったものの、当該年度には取得せずに、令和2年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。令和元年度以前の「取得率」も同様。

(2) 新規取得者の育児休業期間

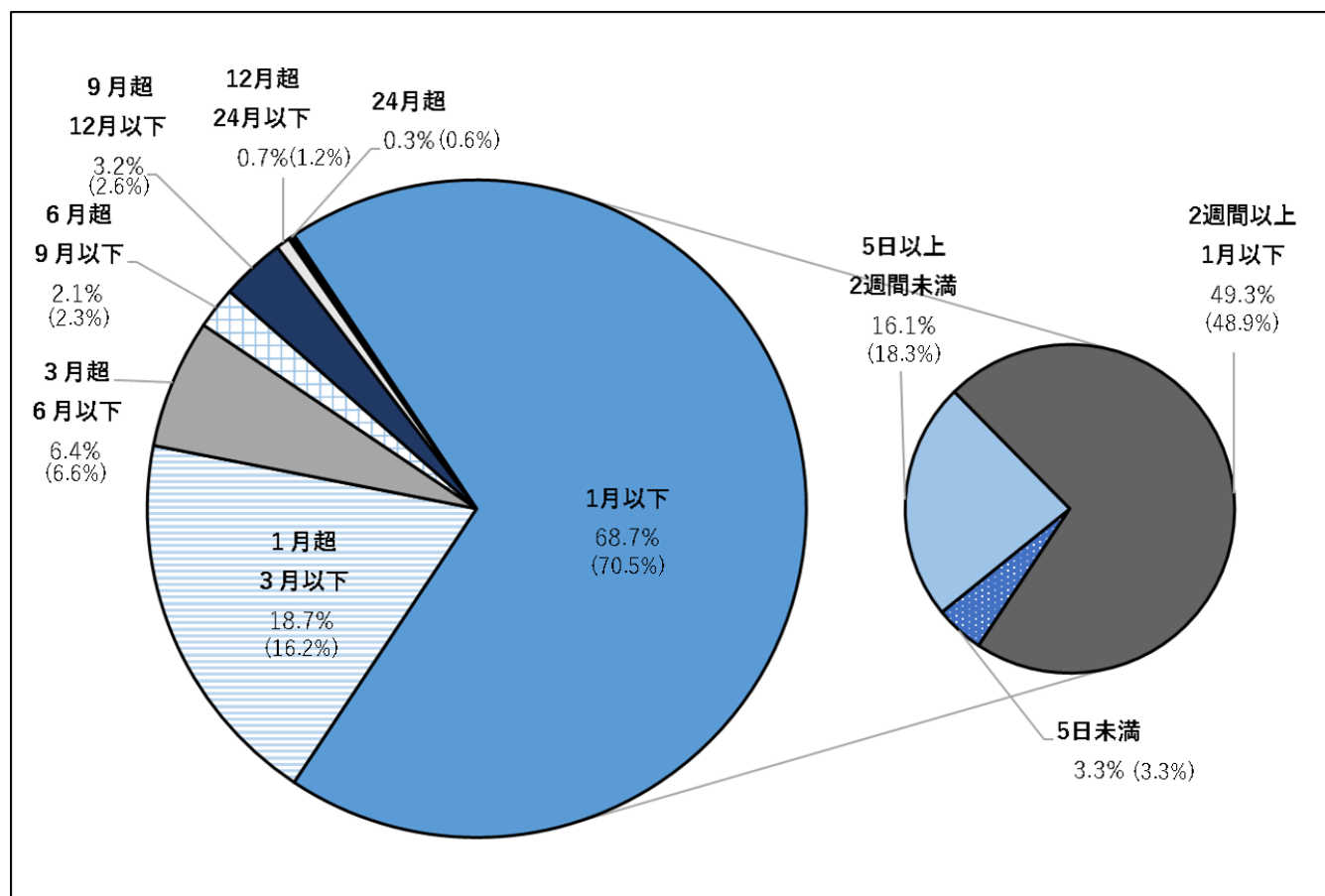
- 令和3年度に新たに育児休業を取得した職員の休業期間の平均は、男性1.8月・女性16.5月（全職員7.7月）。前年度は、男性1.9月・女性16.0月（全職員8.1月）。
- 令和3年度に新たに育児休業を取得した男性職員の休業期間の分布について、1月以下の内訳をみると、2週間未満の割合が低下する一方、2週間以上1月以下の割合が増加。

(単位：人)

区分	新規取得者数	育児休業取得期間								
		5日未満	5日以上 2週間未満	2週間以上 1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超
男性職員	4,376	145 (3.3%)	705 (16.1%)	2,156 (49.3%)	820 (18.7%)	278 (6.4%)	90 (2.1%)	138 (3.2%)	30 (0.7%)	14 (0.3%)
		1月以下：3,006 (68.7%)								
女性職員	2,895	0 (0.0%)	1 (0.0%)	12 (0.4%)	35 (1.2%)	171 (5.9%)	334 (11.5%)	892 (30.8%)	803 (27.7%)	647 (22.3%)
計	7,271	145 (2.0%)	706 (9.7%)	2,168 (29.8%)	855 (11.8%)	449 (6.2%)	424 (5.8%)	1,030 (14.2%)	833 (11.5%)	661 (9.1%)

注 () は「新規取得者数」に占める育児休業取得期間の区分ごとの人数の割合である。

男性の育児休業期間の分布



注1 () は前年度の数値である。

注2 円グラフの内訳は、それぞれ四捨五入しているため、その合計が100%にならない場合がある。

2 「男の産休」（配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇）の使用状況 （資料2（8ページ））

- 令和3年度に子が生まれた男性職員のうち、「男の産休」^{（注1）}5日以上使用率（配偶者出産休暇（2日）又は育児参加のための休暇（5日）を5日以上使用した男性職員の割合）は、前年度から1.5ポイント増の86.4%。

	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度
「男の産休」 5日以上使用率 （%）	24.7	30.8	39.1	51.9	67.8	79.6	84.9	86.4

- 令和3年度に子が生まれた男性職員のうち、配偶者出産休暇^{（注2）}及び育児参加のための休暇^{（注3）}の使用率・平均取得期間は以下のとおり。

	令和3年度		令和2年度	
	使用率（%）	平均取得期間（日）	使用率（%）	平均取得期間（日）
配偶者出産休暇	92.3	1.9	91.0	1.9
育児参加のための 休暇	92.3	4.6	90.5	4.5

注1 「男の産休」は、配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇のどちらか一方の休暇のみ使用した場合、両休暇を使用した場合、そのいずれも含まれる。令和3年度の使用率は94.9%（前年度は93.6%）である。

注2 「配偶者出産休暇」は、男性職員に対し、妻の出産に伴う入退院の付添い等を行うために2日の範囲内で与えられる特別休暇である。

注3 「育児参加のための休暇」は、男性職員に対し、妻の産前産後期間中に、その出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために5日の範囲内で与えられる特別休暇である。

国家公務員の育児休業の新規取得状況

資料 1

(上段:令和3年度、下段:令和2年度)

府省等名	男性職員			女性職員		
	新規 取得者数 (人) (A)	令和3年度中に子が 生まれた職員数(育児休業の対象職員に 限る) (人) (B)	取得率 (%) (A/B)	新規 取得者数 (人) (A')	令和3年度中に子が 生まれた職員数(育児休業の対象職員に 限る) (人) (B')	取得率 (%) (A' /B')
		令和2年度中に 新たに育児休業が 取得可能となった 職員数 (人) (B)			令和2年度中に 新たに育児休業が 取得可能となった 職員数 (人) (B')	
内閣官房	7	28	25.0	3	3	100.0
	6	15	40.0	3	2	150.0
内閣法制局	0	1	0.0	0	0	—
	3	3	100.0	2	2	100.0
内閣府	34	59	57.6	16	18	88.9
	22	47	46.8	13	13	100.0
宮内庁	8	17	47.1	3	3	100.0
	7	19	36.8	6	6	100.0
公正取引委員会	21	24	87.5	10	10	100.0
	18	30	60.0	9	9	100.0
国家公安委員会 (警察庁)	65	156	41.7	17	21	81.0
	41	149	27.5	24	24	100.0
個人情報保護委員会	0	3	0.0	0	0	—
	0	3	0.0	0	0	—
カジノ管理委員会	2	4	50.0	0	0	—
	1	3	33.3	0	1	0.0
金融庁	21	46	45.7	19	20	95.0
	26	57	45.6	13	13	100.0
消費者庁	5	8	62.5	3	3	100.0
	2	5	40.0	0	0	—
デジタル庁	6	13	46.2	0	0	—
	—	—	—	—	—	—
復興庁	2	5	40.0	0	0	—
	1	2	50.0	0	0	—
総務省	42	85	49.4	39	40	97.5
	55	108	50.9	49	49	100.0
法務省	769	1,302	59.1	412	375	109.9
	618	1,434	43.1	383	384	99.7
外務省	46	135	34.1	49	50	98.0
	38	125	30.4	57	58	98.3
財務省	1,360	1,634	83.2	679	647	104.9
	1,226	1,646	74.5	677	678	99.9
文部科学省	24	48	50.0	26	21	123.8
	31	76	40.8	34	37	91.9
厚生労働省	371	479	77.5	223	201	110.9
	356	474	75.1	220	221	99.5
農林水産省	142	214	66.4	109	109	100.0
	102	208	49.0	107	109	98.2
経済産業省	87	152	57.2	67	65	103.1
	70	137	51.1	89	89	100.0
国土交通省	513	1,220	42.0	248	242	102.5
	366	1,292	28.3	224	224	100.0
環境省	41	61	67.2	29	27	107.4
	22	51	43.1	18	18	100.0
防衛省	778	7,145	10.9	922	901	102.3
	555	6,460	8.6	892	879	101.5
人事院	10	12	83.3	4	3	133.3
	10	14	71.4	3	3	100.0
会計検査院	22	29	75.9	17	18	94.4
	20	25	80.0	15	15	100.0
合計	4,376	12,880	34.0	2,895	2,777	104.2
	3,596	12,383	29.0	2,838	2,834	100.1

- 注1 防衛省以外の各府省等については、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(令和3年度)の結果について」(令和4年10月7日人事院)から算出。防衛省については、内閣人事局が別途防衛省から聴取した結果に基づき作成している。
- 2 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業(再度の育児休業者を除く。)を取得した人数をいう。
- 3 「令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」とは、男性職員は当該年度中に子が生まれた男性職員、女性職員は当該年度中に産後休暇を終了した女性職員(令和2年度については令和2年2月4日から令和3年2月2日までに出産した女性職員(産後の特別休暇中に子が死亡した場合等を除く。))をいう。
- 4 令和3年度の「取得率」は、令和3年度中に子が生まれた職員(育児休業の対象職員に限る)の数(a)に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数(b)の割合(b/a)。(b)には、令和2年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、令和3年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。
- 5 令和2年度の「取得率」は、令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数(a)に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数(b)の割合(b/a)。(b)には、令和元年度以前に新たに育児休業が可能となったものの、当該年度には取得せずに、令和2年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

「男の産休」(配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇)の使用状況

資料 2

(上段:令和3年度、下段:令和2年度)

府省等名	当該年度中に子が生まれた男性職員数 (人) (A)	「男の産休」		配偶者出産休暇		育児参加のための休暇	
		(A) のうち「男の産休」を5日以上使用した職員数 (人) (B)	使用率 (%) (B/A)	(A) のうち配偶者出産休暇を使用した職員数 (人) (C)	使用率 (%) (C/A)	(A) のうち育児参加のための休暇を使用した職員数 (人) (C')	使用率 (%) (C' /A)
内閣官房	33	23	69.7	27	81.8	26	78.8
	15	13	86.7	13	86.7	13	86.7
内閣法制局	1	1	100.0	1	100.0	1	100.0
	3	3	100.0	3	100.0	3	100.0
内閣府	60	46	76.7	55	91.7	52	86.7
	47	37	78.7	39	83.0	45	95.7
宮内庁	18	16	88.9	17	94.4	18	100.0
	19	14	73.7	18	94.7	18	94.7
公正取引委員会	24	20	83.3	23	95.8	23	95.8
	30	28	93.3	28	93.3	28	93.3
国家公安委員会 (警察庁)	163	157	96.3	154	94.5	160	98.2
	149	137	91.9	137	91.9	143	96.0
個人情報保護委員会	3	2	66.7	2	66.7	3	100.0
	3	2	66.7	3	100.0	3	100.0
カジノ管理委員会	4	4	100.0	4	100.0	4	100.0
	3	3	100.0	3	100.0	3	100.0
金融庁	46	35	76.1	39	84.8	39	84.8
	57	49	86.0	50	87.7	51	89.5
消費者庁	8	6	75.0	7	87.5	6	75.0
	5	5	100.0	5	100.0	5	100.0
デジタル庁	13	8	61.5	10	76.9	10	76.9
	—	—	—	—	—	—	—
復興庁	5	4	80.0	4	80.0	5	100.0
	2	2	100.0	2	100.0	2	100.0
総務省	85	58	68.2	71	83.5	64	75.3
	108	78	72.2	90	83.3	94	87.0
法務省	1,353	1,296	95.8	1,284	94.9	1,332	98.4
	1,434	1,352	94.3	1,343	93.7	1,384	96.5
外務省	135	26	19.3	38	28.1	40	29.6
	125	36	28.8	36	28.8	41	32.8
財務省	1,662	1,550	93.3	1,609	96.8	1,606	96.6
	1,646	1,552	94.3	1,580	96.0	1,597	97.0
文部科学省	48	32	66.7	42	87.5	44	91.7
	76	57	75.0	68	89.5	63	82.9
厚生労働省	491	417	84.9	461	93.9	447	91.0
	474	408	86.1	450	94.9	434	91.6
農林水産省	224	169	75.4	198	88.4	198	88.4
	208	162	77.9	192	92.3	183	88.0
経済産業省	159	134	84.3	144	90.6	145	91.2
	137	99	72.3	122	89.1	114	83.2
国土交通省	1,263	1,064	84.2	1,171	92.7	1,158	91.7
	1,292	1,046	81.0	1,172	90.7	1,151	89.1
環境省	61	33	54.1	44	72.1	45	73.8
	51	38	74.5	43	84.3	44	86.3
防衛省	7,146	6,128	85.8	6,604	92.4	6,579	92.1
	6,460	5,365	83.0	5,836	90.3	5,749	89.0
人事院	12	12	100.0	11	91.7	12	100.0
	14	12	85.7	14	100.0	14	100.0
会計検査院	29	28	96.6	26	89.7	29	100.0
	25	21	84.0	24	96.0	24	96.0
合計	13,046	11,269	86.4	12,046	92.3	12,046	92.3
	12,383	10,519	84.9	11,271	91.0	11,206	90.5

注1 防衛省以外の各府省等については、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(令和3年度)の結果について」(令和4年10月7日人事院)から算出。防衛省については、内閣人事局が別途防衛省から聴取した結果に基づき作成している。

2 「男の産休」は、配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇のどちらか一方の休暇のみ使用した場合、両休暇を使用した場合、そのいずれも含まれる。

3 「配偶者出産休暇」は、男性職員に対し、妻の出産に伴う入院退院の付添い等を行うために2日の範囲内で与えられる特別休暇である。

4 「育児参加のための休暇」は、男性職員に対し、妻の産前産後期間中に、その出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために5日の範囲内で与えられる特別休暇である。

令和4年12月6日
内閣官房内閣人事局

男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の1か月以上取得促進に係るフォローアップ

<ポイント>

○男性職員の子の出生後1年以内における育児に伴う休暇・休業の取得実績について、今回初めて通年でのフォローアップ調査を実施。

○令和2年度に子供が生まれた男性職員のうち、87.5%が1か月以上の休暇・休業を取得。

○1か月未満も含めた場合、取得率は98.0%。

○平均取得日数は50日であり、取得の目途としている「1か月」を大きく上回った。

⇒ 1か月以上を目途に育休等を取得する取組が浸透

1 公表の趣旨

政府は、「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」(注1)に基づき、令和2年度から、子供が生まれた全ての男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を、原則として、出生後1年以内に取得できることを目指して取組を実施中。

今般、令和2年度に子供が生まれた職員を対象として、育児に伴う休暇・休業の取得状況について、初めて通年でのフォローアップを実施。

注1 国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針(令和元年12月27日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定)

2 実施結果(概要)

令和2年4月から令和3年3月までに子供が生まれた男性職員(10,931人)のうち、子の出生後1年以内に育児に伴う休暇・休業を「1か月以上(合計)」取得した職員は87.5%(9,562人)

- ・ 1か月未満も含めた場合、取得率は98.0%(10,708人)
- ・ 当該休暇・休業を取得した職員1人当たりの平均取得日数は50日

○ 調査概要

対象：令和2年4月から令和3年3月までの間に子供が生まれた男性職員(注2)

内容：当該男性職員に係る各府省等における子の出生後1年以内の取得実績(注3)

注2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに子供が生まれた、一般職の国家公務員(行政執行法人の職員を除く。)及び防衛省の特別職の男性職員のうち、子の出生時点から調査対象期間末日までの間に継続して休暇・休業の取得が可能な職員をいう。

注3 取得実績とは、育児に伴い取得した休暇(育児に伴う休暇と連続する週休日や祝日等を含む。）・休業の実績をいう。

(参考) 男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の種類

- ①育児休業、②育児短時間勤務、③育児時間、④配偶者出産休暇、⑤育児参加のための休暇、⑥保育時間、⑦子の看護のための休暇、⑧短期介護休業、⑨介護休業、⑩介護時間、⑪年次休暇

【連絡先】内閣官房内閣人事局 人材確保担当第4班

村木、中田、早川、竹内 電話 03-6257-3761(直通)

E-mail : w-diversity.z8f@cas.go.jp

令和2年度に子供が生まれた男性職員の育児に伴う休暇・休業の取得状況

(令和4年3月31日現在)

	対象職員(人) (a) (注1)	取得者(人) (b) (注2)	取得率(%) (b/a)	平均取得日数 (日) (注3)	子の出生後8週 間以内の平均 取得日数(日)	子の出生後1年 以内に1か月以 上取得した職員 (人) (c)	子の出生後1年 以内に1か月以 上取得の職員 (%) (c/a)
内閣官房	16	16	100.0%	36	13	12	75.0%
内閣法制局	4	4	100.0%	30	24	3	75.0%
内閣府	43	43	100.0%	57	19	34	79.1%
宮内庁	19	18	94.7%	37	20	13	68.4%
公正取引委員会	26	26	100.0%	70	37	26	100.0%
警察庁	129	129	100.0%	45	25	128	99.2%
個人情報保護委員会	0	—	—	—	—	—	—
カジノ管理委員会	2	2	100.0%	36	29	2	100.0%
金融庁	41	41	100.0%	46	27	34	82.9%
消費者庁	6	6	100.0%	54	20	4	66.7%
デジタル庁	11	11	100.0%	50	28	8	72.7%
復興庁	2	2	100.0%	45	24	2	100.0%
総務省	68	68	100.0%	62	28	58	85.3%
法務省	1,342	1,325	98.7%	52	23	1,209	90.1%
外務省	88	76	86.4%	56	17	51	58.0%
財務省	1,541	1,541	100.0%	62	28	1,457	94.5%
文部科学省	32	32	100.0%	61	22	26	81.3%
厚生労働省	435	430	98.9%	61	25	374	86.0%
農林水産省	174	171	98.3%	56	22	140	80.5%
経済産業省	124	124	100.0%	47	23	100	80.6%
国土交通省	1,137	1,137	100.0%	45	23	1,084	95.3%
環境省	41	41	100.0%	68	26	40	97.6%
防衛省	5,614	5,429	96.7%	47	18	4,721	84.1%
人事院	12	12	100.0%	83	40	12	100.0%
会計検査院	24	24	100.0%	47	29	24	100.0%
合 計	10,931	10,708	98.0%	50	21	9,562	87.5%

注1 「対象職員」とは、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに子供が生まれた一般職の国家公務員（行政執行法人職員を除く。）及び防衛省の特別職の男性職員のうち、子の出生時点又は調査対象期間末日時点で身分上、休暇・休業の取得が不可能な職員を除いた職員をいう。

2 「取得者」とは、子の出生後1年以内に育児に伴う休暇・休業を取得した職員をいう。

3 「平均取得日数」とは、子の出生後1年以内の平均取得日数をいう。